

令和2年6月12日

安来市地域包括支援センター様  
居宅介護（介護予防）支援事業所 様

安来市健康福祉部介護保険課長

### 他市町村の地域密着型サービス事業所の利用について（通知）

平素は、本市の介護保険事業の運営につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその施設がある市町村の被保険者のみが利用できるサービスとなっております。

ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ保険者（被保険者の住所地の市町村）の指定および事業所の所在地市町村の同意を得ることにより、他市町村の地域密着型サービスの利用が可能となる場合があります。

この運用は、あくまでも例外的な取扱いであるにも関わらず、事前の相談が保険者にされていない事例が見受けられます。

制度の手続きの流れ（別紙添付）について再確認をし、適正な手順どおりの手続きを遵守してください。

なお、事前手続きが原則であることから、今後は、他市町村の地域密着型サービス事業所の利用前に、「地域密着型サービス事業所（市外）利用申請書」の提出を求めますので、よろしくお願ひします。

#### 【注意】地域密着サービス事業所の市外利用の手続き

■サービス利用前に、ケアマネジャーから、保険者である安来市に、事前申請が必要です。

■市外の指定の手続きには、相当の理由と時間が必要となるため、余裕をもって、事前に保険者の市町村と事業所所在地の市町村に相談していただくことになっております。  
ただし、必ずしも利用が認められるものではありませんのでご注意ください。

■手続き完了前にサービスを利用された場合は、介護保険の給付の支給対象とならず、利用者は、全額自己負担となる可能性があります。ご注意ください。

#### ■制度および利用者負担の説明

サービス利用の前に、利用者及び家族に対し、十分な説明が必要です。

## 【地域密着サービス事業所の市外利用の手続きのながれ】

### ■市外の地域密着型サービス事業所の利用を選定した場合

利用する前に以下の手続きを行い、利用の承認を受けることが必要です。

- ① 他市町村の地域密着型サービス事業所を利用したい場合は、事業所（ケアマネジャー）から、保険者（安来市）に対して、事前に「**地域密着型サービス事業所（市外）利用申請書**」を提出してください。
  - ② ①の申請に基づき、保険者（安来市）は、当該利用希望者が、市外の地域密着サービス事業所を利用する必要性等があるか、判断します。
  - ③ 保険者（安来市）は、必要性等を認めた場合、事業所所在地の市町村との同意協議を行います。  
同意協議とは、事業所所在地の市町村に、安来市の被保険者がその事業所を利用してよいかを事前に協議することです。
  - ④ 事業所所在地の市町村は、必要性及び許容性の判断を行い、保険者（安来市）に対して同意する旨又は同意しない旨の回答をします。
  - ⑤ 市町村間（保険者と事業所所在地の市町村）協議の結果につき、ケアマネジャーおよび他市町村の事業所にお知らせします。
  - ⑥ 同意が得られた事業所には指定申請書類等をご提出いただき、その内容を基に保険者（安来市）が指定を行います。  
指定とは、事業所の運営状態、人員配置や設備等が、介護保険関係法令の基準に合っているか、利用者が安全に利用できるか等を審査し、指定事業所として承認するものです。
- ①～⑤の手続き完了により、当該利用希望者について、市外の地域密着型サービスの利用が可能となります。

### ■他市町村の被保険者が本市の地域密着型サービス事業所の利用を選定した場合

この場合も、保険者の市町村と、事業所所在地の市町村による事前の手続きが必要になります。

なお、市外の地域密着型サービスの利用者の受け入れについては、各市町村の基準等により、同意が得られない場合がありますので、事前相談は、必ず必要です。